

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT TFG ニュースレター 2017.6 No. 310

健全性支援実績No1を目指す！

T&FGgroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 早期経営改善計画策定支援事業について
- II. 従業員の慰安旅行について
- III. 名義株・名義預金について
- § ビジネスマッチングフェアのお知らせ

[今月のトピックス]

- ・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 早期経営改善計画策定支援事業について

——事業計画の作成に使える20万円の補助金——

5月29日(月)から、事業計画策定費用のうち、最大20万円を国が補助してくれるという、新しい制度が始まります。早期経営改善計画策定支援事業というのがその制度で、中小企業・小規模事業者の経営改善への意識を高め、早期からの対応を促すため、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業のスキームを活用し、中小企業・小規模事業者等が基本的な内容の経営改善(早期経営改善計画の策定)に取り組むことにより、平常時から資金繰り管理や採算管理が行えるよう支援を行うというものです。

以下、この制度の内容についてお伝えします。

■対象

資金繰り管理や採算管理などにより基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者です。社会福祉法人、有限責任事業組合、学校法人は対象外です。なお、医療法人は、支援対象となります。

■概要

認定支援機関が資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの早期の経営改善計画の策定を支援し、計画を金融機関に提出することを端緒にして自己の経営を見直し、早期の経営改善を促すものです。

■補助対象経費

早期経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びモニタリング費用が補助対象経費となります。補助上限額は、20万円（補助率：3分の2）です。

■利用者の具体的イメージ（こんな方にお勧め）

- ・最近、資金繰りが不安になっている中小企業・小規模事業者
- ・理由は不明だが、売上が減少している中小企業・小規模事業者
- ・自社の状況を客観的に把握したいと考えている中小企業・小規模事業者
- ・専門家から経営に関するアドバイスが欲しいと考えている中小企業・小規模事業者
- ・経営改善の進捗管理をフォローしてもらいたいと考えている中小企業・小規模事業者

■利用申請の流れ

1. 認定支援機関に相談→2. 「経営改善支援センター事業利用申請書」の作成→3. 金融機関から「事前相談書」を入手→4. 経営改善センターに申請→5. 早期経営改善計画の策定→6. 金融機関に提出→7. 補助費用の申請

■早期経営改善計画の内容

ビジネスモデル俯瞰図、資金実績・計画表、損益計画、アクションプラン等を記載します。

早期経営改善計画書を作成することによって、「自己の経営の見直しによる経営課題の発見や分析ができる」、「資金繰りの把握が容易になる」、「事業の将来像について金融機関に知ってもらうことができる」というメリットがあります。早期経営計画策定支援の補助金の申請は、認定支援機関を通じてしか行えません。TFGは認定支援機関として、従来より事業計画書の作成支援に積極的に取り組んでいます。御関係筋にも御吹聴賜りご活用くださいませ。

Ⅱ. 従業員の慰安旅行について

— 課税されないための注意点 —

社内のコミュニケーションの機会やチームワークを高めるため、従業員さんを含めた慰安旅行をお考えの方も多いのではないのでしょうか。

昨年12月に日本経済新聞に掲載されたJTBの2017年の旅行動向の見通し調査結果によると、2017年の訪日外国人旅行者数は過去最高を更新して2,700万人（前年比12%増）になる見通しで、反面、日本人の海外旅行者数は1,700万人（前年並み）、国内旅行者数は2億9,800万人（0.4%の微増）の見通しです。勿論、これは1泊以上の旅行の延べ人数です。平均の旅行回数は2.52回、1回での平均消費金額は国内旅行が34,920円、海外旅行が247,200円となる見通しです。ところで、こういった旅行を会社や、事業所でのレクリエーションとして慰安旅行を行った場合、会社や事業所で慰安旅行に係る費用を負担すれば従業員さんへの給与課税の問題が生じます。ここでは、給与課税されないための条件等を確認していきます。

■慰安旅行が給与課税されない条件

慰安旅行で生ずる従業員さんの経済的利益が少額でかつ、以下の条件をすべて満たす場合、会社・事業所が

負担する慰安旅行に参加した従業員さんへの給与課税はありません。

1. 4泊5日以内の慰安旅行であること。海外旅行の場合滞在日数が4泊5日以内。
2. 全従業員の50%以上が参加すること。

また、単に上記を満たしていても役員だけで行ったり、一定の成績をあげた人や一定の役職以上といった特定の使用人だけであったり、得意先を接待したり、個人的な旅行であったり、慰安旅行と金銭とどちらかを選択できるといった場合は参加者に給与課税されたり、その支出が接待交際費に扱われたりするので注意して下さい。

※一定の役職以上の特定の使用人について、参加者を役員だけに限ったものではなく、また、参加者の意思が介入する余地のない旅行であれば給与課税の対象となりません。

上記では、全従業員の50%が参加と述べましたが、全従業員の定義について、全社の従業員の50%以上に限定されているわけではありません。通常、支店単位、課単位で実施するのが目的である行事であればその単位で50%以上の参加であればよいです。また、部署ごとに慰安旅行の目的地が異なり、慰安旅行の費用もことなる場合、特定の者に対するものでないことと社会通念上一般的に行われているものであれば多少の金額の差があっても給与課税とはなりません。

慰安旅行と隣接するものとして、研修旅行があります。会社・事業所が業務を遂行する上で直接必要な研修旅行は参加者に対して給与課税されませんが、直接必要でない研修旅行は参加者に対して給与課税されるので研修内容にはくれぐれもご注意ください。

■慰安旅行の不参加者に対して現金を支給した場合

業務上の都合で慰安旅行に参加できない従業員さんがいた場合、その参加できなかった従業員さんに現金を支給した場合、その方に対して支給した現金分を給与課税しなければなりません。

また、慰安旅行に参加できる従業員さんには会社・事業所が旅行の費用を負担し、何らかの個人的理由で慰安旅行に参加できない従業員さんには何もしないのは不公平だから幾分か現金をあげたいのは人情です。

しかし、税金負担の局面だけに絞った場合、これは回避することが望まれます。なぜなら、この現金をもらった従業員さんに給与課税されるだけならまだしも、慰安旅行に参加した従業員さん全員に対して先ほどの現金支給と同額の金額で給与課税がされます。勿論、参加者全員が納得した上であれば問題はないかもしれませんが、よく検討された上で実施された方が良いでしょう。

■旅行中の費用を一部現金支給した場合

慰安旅行で朝と夜の食事代は宿泊費の中に含まれているので、まず問題はありませんが、昼食費については従業員さんが直接飲食店に昼食代を支払う場合があります。また、レクリエーション施設に直接従業員さんが利用料を支払う場合があります。その際、事前に会社がその費用を従業員さんに現金を渡す場合があります。ここで注意していただきたいのは、後で、きちんとお金の精算が行われるかどうかです。後で、きちんと精算が行われれば、従業員さんに給与課税はありませんが、お金を渡しっぱなし、所謂、「渡し切り」であれば従業員さんに給与課税されます。ですから、参加者が多ければいくつかの班にわけて、班長さん経由で現金を支給し、班長さんにきちんと精算処理をしていただくといった作業が重要になります。

■何らかの理由で慰安旅行に参加できない従業員さんに土産品を会社・事業所で負担した場合

何らかの理由で慰安旅行に参加できない従業員さんに土産品を会社・事業所で負担した場合、その負担した金額を参加者及び不参加者に対しての給与課税となります。

しかし、不参加者に対して土産品を買って帰るのは社会通念上一般的であることから、その土産品の金額が少額であれば参加者及び不参加者に対して給与課税はされません。ただ、この少額という意味は人それぞれであり、およそ2,000円程度と考えられます。



中小企業庁情報コーナー

■2017年版中小企業白書のポイントについて

第1部では、最近の中小企業の動向について、中小企業の景況が緩やかな改善傾向にあるものの、改善の度合いは企業規模や組織形態などによって異なることに加えて、設備投資や売上高の伸び悩みといった課題に直面していることを明らかにした上で、中小企業のライフサイクルと生産性及び中小企業の雇用環境と人手不足の現状について分析を行っています。

第2部では、中小企業のライフサイクルに着目し、起業・創業、事業の承継及び新事業展開による成長について分析を行っています。起業・創業については、起業前の起業希望者・起業準備者は性別や年齢等によって様々な課題を抱えており、また起業後についても、円滑に成長を遂げるためには各成長段階において適切な資金調達や人材確保等に取り組むことが重要であることを示しています。事業の承継については、経営者が事業承継の準備に着手する上では、周囲からの働きかけが重要であること、事業承継や事業の譲渡・売却・統合(M&A)の検討に当たっては課題が多く、対策・準備が進んでいないため、専門家と連携しながら多様な課題に対応できる支援体制の構築が必要であること、廃業の際、自社の事業や資産を他社に譲りたいと考えている者もいるため、こうした経営資源が次世代に引き継がれる循環を形成していくことが重要であることを示しています。新事業展開については、経営資源に限りのある中小企業においては、今後の成長に向けて、外部リソースの活用も視野に入れながら新事業展開を積極的に実施していくことが重要であること、IoT等の新技術やシェアリングエコノミーといった新たな経済の仕組みについて、活用している企業は少ないものの、売上高増加や業務コスト削減等の効果を感じていることから、中小企業にとって成長の機会につながることを示しています。

Ⅲ. 名義株・名義預金について

—実際の権利者の判定—

名義預金・名義株の判定は、相続税調査で対象とされやすい項目といわれています。最近でも保有して

いた株式が名義株に当たるとして相続財産の申告漏れを指摘されたケースがありました。相続税調査での問題のほか権利の帰属等で相続の争いが生じることもあるため適切に管理したいものです。ここでは、名義預金・名義株の判定について取り上げたいと思います。

■ 名義預金・名義株とは

名義預金・名義株とは、子供や孫の名義になっている預金・株式のうち、実質的には被相続人である親や祖父母のものと認定される預金・株式のことです。相続調査官は、名義が子や孫の預金・株式であっても素直に子や孫の預金・株式とは認められません。その預金・株式がどのように形成されたのか、誰が管理していたのか、総合的に状況を判断して、実質的な所有者を判断します。

例えば、専業主婦の奥さんの預金口座に5,000万円の残高が確認できるような場合には、夫の預金の一部を、奥さんの名義に変更しているだけではないかと推測されます。つまり、預金が夫の名義であれば、相続税の対象となりますが、奥さんの名義になっていれば、相続税の対象外です。これらを名義預金（株の場合には、名義株）として、相続税の課税対象となります。

名義が変わっていれば、相続税の申告の際に、問題ないと思っている方は多いですが、その部分に大きな認識の誤りがあり、残された相続人が苦勞をすることになります。

そのため、名義預金・名義株の認定をされないように事前に準備をすることが重要です。

■ 名義預金・名義株の事前準備

子供や孫が実際に働いて稼いだ預金やその預金で取得した株式について名義預金・名義株などとして否認されることはありません。否認されるのは大抵、親が所有していた預金や株式を子・孫の名義に変更したものに なります。

そこで、名義株と指摘されないためには、取得時や保有時、配当時など、それぞれの場面で株式の実際の所有者が相続人であると証明できるかがポイントとなります。

例えば、被相続人の妻名義の株式については、名義上は妻の株式だがそれだけでは名義株でないことを証明できません。

そこで、贈与税申告の事実の記録や出資払込の証明となる書類の保存、配当金を受領している事実等の記録、議決権の行使等、実際に株式を管理・運用し、その権利を行使しているのが妻であることを示せば、運用上も相続人である妻が株式を実際に所有していることを証明することが出来ます。

一方で、株式の取得費用の支払者や、配当金の受領者、領収書の署名が被相続人であるなど、実際の管理・運用等が被相続人によるものであると判断されれば、名義株として、相続財産に加算すべきと指摘される恐れがあります。

名義株に限らず、預貯金等の所有者については、名義だけで判断することはなく、管理・運用、原資となった金員の出捐者及び贈与の事実等を総合的に勘案して判断されるため、適切な管理が必要となりますのでご注意ください。

今までに行ってきたことを振り返って、対応しておけば防げる問題もありますので、相続が発生する前に、調査において問題になる前に名義変更手続きについて確認しておいて下さい。ご不明な点などございましたら、ご遠慮なく**TFG**迄お問い合わせください。



今月のブックマーク

「財務省 外国格付け会社宛意見書要旨」をご存知でしょうか。財務省が発表している情報の中で、海外の格付け会社向けに発信している意見書があります。普段、テレビや新聞などでは見られない情報が書かれており、日本経済の状況を多面的に考察する上では参考となる内容です。是非、一度ご覧下さい。

「財務省 外国格付け会社宛意見書要旨」

http://www.mof.go.jp/about_mof/other/other/rating/p140430.htm

第6回「ビジネスマッチングフェア 2017！」

商売繁盛で大阪を笑顔に！海外進出も積極サポート

このマッチングフェアは、大阪府内の信用金庫の取引先企業が集まり、ものづくり分野や食品・食材分野のPRや販路の開拓のために、企業のマッチング機会の拡大や企業間の幅広い交流を図ることを目的とした展示会です。

今回から、各県から一押しの方地方食材や、産学連携の相談に対応可能な大学、公的機関も出店とのこと。活動拡大、情報収集に活用されてはいかがでしょうか。

日程：6月14日(水)・15日(木)

会場：マイドームおおさか 3F展示場(入場無料)

主催：府内7信用金庫、大阪府信用金庫協会、
公益財団法人大阪市都市型産業振興センター

後援：近畿財務局、近畿経済産業局、中小機構 近畿、大阪府、大阪市、
公益財団法人大阪産業振興機構

協力：信金中央金庫

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG**group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐